

## 用語の解説

### 処方箋枚数

調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

### 調剤医療費

調剤報酬明細書に記録された点数に 10 を乗じたものをいう。

### 薬剤料

表 I-3、表 I-4、表 IV-4：調剤報酬明細書の「薬剤料」欄に記録された薬剤料点数（薬剤料減算に該当する場合は、減算後の点数）に 10 を乗じたものをいう。また、表 V の後発医薬品割合（薬剤料ベース）の算出にあたっては、全薬剤の薬剤料として同様に集計した値を用いている。

上記以外の表：調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価より、個別の薬剤ごとに算出した薬剤料（薬剤料減算に該当する場合も、減算せず算出した薬剤料）をいう。

### 内服薬

内用薬のうち、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された剤形が「内服」である薬剤をいう。

### 屯服薬他

内用薬のうち、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された剤形が「屯服」「内滴」「浸煎」「湯」である薬剤をいう。

### 後発医薬品

既に承認されている医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品（いわゆるジェネリック医薬品）をいう。

### 薬剤延種類数

調剤報酬明細書の「処方」欄の所定単位（内服薬の場合、「剤」。ただし、同一「剤」に含まれる薬剤が、投薬日数が異なる等の理由により別の「欄」に記録された場合は、当該「欄」。）ごと、調剤月日ごとに、剤形（内注外歯別。ただし、内用薬は、「内服薬」と「屯服薬他」に分ける。）・薬効分類・一般名の一致する薬剤を同一種類として集計した延種類数をいう。

### 調剤数量

調剤報酬明細書の「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごと、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤ごとに、「調剤数量」欄に記録された調剤数量を集計したものをいう。

### 処方せん 1 枚当たり薬剤種類数

薬剤延種類数を処方せん受付回数で除して算出した値をいう。

### 1 種類当たり投薬日数

調剤数量を薬剤延種類数で除して算出した値をいう。

### 1 種類 1 日当たり薬剤料

薬剤料を調剤数量で除して算出した値をいう。

### 薬効分類

「日本標準商品分類」の「中分類 87-医薬品及び関連製品」に準拠している。